

伊勢崎市地球温暖化対策実行計画策定業務委託仕様書

1. 業務名称

伊勢崎市地球温暖化対策実行計画策定業務

2. 業務目的

本業務は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、第2次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、温室効果ガスの排出削減目標の数値等を見直す改定をするもの。また、第4次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定するもの。

なお、伊勢崎市では、令和7年4月1日にゼロカーボンシティ宣言をし、2050年二酸化炭素排出の実質ゼロを目指し、伊勢崎市独自の取り組みを推進している。本計画の策定は、その目標達成に資することを目的としている。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4. 業務内容

本業務の実施にあたっては、環境省が公表している地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）策定・実施マニュアル等に基づき、適切な方法で行うこととする。

(1) 伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定

① 区域施策編の基本的事項等についてまとめる。

基本的事項等については、以下のとおり。

なお、基本的事項等をまとめるにあたっては、第3次伊勢崎市総合計画等の上位計画やその他の関係計画と整合的なものとする。

ア 基準年度、目標年度、計画期間及び計画見直しの時期

イ 気候変動の影響

- ウ 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向や国及び群馬県の動向
- エ 伊勢崎市の自然的・社会的特色
- オ 伊勢崎市の目指す将来像
- カ 伊勢崎市における地球温暖化対策の意義
- キ 伊勢崎市のその他行政計画との関連における区域施策編の位置付け
- ク 区域施策編の実施に係る庁内及び庁外の推進体制

② 温室効果ガス排出量の推計・要因分析を行う。

推計とは、現況推計及び将来推計（現状趨勢（BAU）ケース）を指す。また、要因分析については、排出量の部門・分野構成比及び部門・分野別の温室効果ガス排出量の経年変化を考慮して行うこと。

③ 温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す将来ビジョン及び脱炭素シナリオを示し、計画の目標について検討及び設定すること。

目標とは、温室効果ガスの総量削減目標といった計画全体の目標のみならず、伊勢崎市が行う温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策に関する目標も含まれる。

④ 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策を検討し、体系的に整理すること。

対策・施策については、以下の項目を全て満たすこと。

- ア 再生可能エネルギーの利用促進
- イ 事業者・住民の削減活動の促進
- ウ 地域環境の整備・改善
- エ 循環型社会の形成

(2) 伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定

① 事務事業編の基本事項等についてまとめる。

基本的事項等については、以下のとおり。

- ア 地球温暖化問題に関する国内外の動向
- イ 事務事業編の基本方針

- ウ 事務事業編の目的
- エ 事務事業編の対象とする範囲
- オ 事務事業編の対象とする温室効果ガスの種類
- カ 事務事業編の計画期間及び見直し予定時期
- キ 上位計画及び関連計画等との位置づけ
- ク 事務事業編の進捗管理等について

② 計画策定の趣旨についてまとめる。

計画策定の趣旨については、以下の項目についてまとめること。

- ア 旧計画の策定の経緯及び概要
- イ 温室効果ガス総排出量の算定範囲及び算定方法
- ウ 温室効果ガス総排出量の推移及び内訳
- エ 温室効果ガス総排出量の分析結果
- オ 旧計画の取組の実施状況及び目標達成状況
- カ 計画策定の方針

③ 温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標を検討する。

温室効果ガス総排出量の目標値と実績値を比較して、目標年度に至るシナリオを再検討する。また、実行部門ごとの目標設定についても検討する。

④ 温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた具体的な取組について検討する。また、温室効果ガスの排出量の削減目標を達成するための取組ごとに目標を設定する。

⑤ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の結果を反映する。

本市が実施する一定規模以上の太陽光発電設備等が未設置の公共施設等を対象とした、太陽光発電設備等の導入に係る調査の結果について、事務事業編に反映すること。

(3) 第3次伊勢崎市総合計画における重点事業に「いせさきGX」の観点を取り入れた取組についてまとめ、区域施策編及び事務事業編に反映させる。なお、いせさきGXとは、本市が進める全ての事務事業に環境

配慮を取り入れることを指すものである。

(4) 伊勢崎市環境審議会（以下「審議会」という。）等への対応

- ① 審議会への出席及び説明並びに出席者から質問がある場合には対応すること。
- ② 審議会は概ね3回程度開催を予定しているが、必要に応じて随時開催する場合があるため、必ず出席すること。
- ③ 会議資料及び議事録等の作成を行うこと。
- ④ 審議会の結果を踏まえ、計画案を修正すること。

(5) パブリックコメントへの対応

- ① パブリックコメント資料の作成すること。
- ② パブリックコメントに対する回答への助言をすること。
- ③ パブリックコメントの結果を踏まえ、計画案を修正すること。

5. 成果物

(1) 電子データ 一式

- ① 業務報告書
- ② 伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）本編
- ③ 伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）本編
- ④ 関連資料

6. その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可なく

他に漏らしてはならない。また、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。

- (4) 受託者は、本業務の遂行において伊勢崎市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧すること。
- (5) 受託者は、十分な注意を払って本業務を遂行することとし、受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。
- (6) 本業務の実施に関し、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、市と協議を行い決定すること。
- (7) 本業務の想定されるスケジュールは以下のとおり

時 期	項 目
令和 7 年 8 月（契約締結後）	打合せ実施（複数回）
令和 7 年 9 月末	成果物素案の作成
令和 7 年 1 0 月	第 1 回審議会開催
令和 7 年 1 1 月	成果物完成（案）を作成
令和 7 年 1 2 月	第 2 回審議会開催
令和 8 年 1 月	パブリックコメント実施
令和 8 年 2 月	成果物最終決定（案）を作成
令和 8 年 3 月	第 3 回審議会開催
令和 8 年 3 月 2 0 日前後	成果物完成